令和５年３月吉日

ご担当者様各位

〒650-0034
神戸市中央区京町 80 番 ｸﾘｪｲﾄ神戸 9 階
弁護士法人 東 町 法 律 事 務 所
Tel:078(392)3100　Fax:078(392)3113
Email:info@higashimachi.jp

第１３９回　東町法律事務所
法律実践セミナーのご案内

拝啓　皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
本日は、下記のとおり、第１３９回東町法律事務所法律実践セミナーのご案内を申し上げます。
つきましては大変ご多用中とは存じますが、この機会に是非ともご出席賜り今後のご活躍の一助としていただければ幸いに存じます。参加費は無料でございます。
お申し込みは、下記お申し込みフォームにアクセスいただくか、その他 FAX や E メールでも受け付けております。皆様からのお申込みを、心よりお待ち申し上げております。

敬具

記

《　日　時　》　令和５年４月７日（金）午後３時～５時
《開 催 場 所》　神戸事務所 10 階セミナー室および Zoom ミーティング配信
※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、神戸事務所での参加希望の方についても、オンライン参加のご案内となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
《担当弁護士》木下雅之・艸場傑
《 テ ー マ 》「令和４年改正消費者契約法の実務対応」
※取り扱う事項については、事前アンケートの結果等も踏まえ確定いたしますので、ご希望の取扱事項等がございましたら、参加申込とともに、ご連絡いただければ幸甚に存じます。

【担当弁護士から一言】
令和４年５月に成立した改正消費者契約法の施行日が、令和５年６月１日（ただし一部は令和５年１０月１日）に迫っています。
今回の改正は、不当勧誘に係る契約取消権の追加・拡充、いわゆるサルベージ条項の無効、事業者の努力義務（解約料の説明義務等）の追加・拡充等を内容としており、事業者側の実務に与える影響も大きくなるものと考えられます。
この機会に、消費者契約法一般について、主に事業者の立場において留意すべき事項を改めて確認したうえで、今回の改正の内容についてもご説明したいと考えております。

お申し込みフォーム QRコード

◇◇◆◇◇◆◇◇◆◇◇　参 加 申 込 書　◇◇◆◇◇◆◇◇◆◇◇

（お申し込みフォーム　https://forms.office.com/r/tQ1V0cE8PJ　からもお申し込み可能）

弁護士法人東町法律事務所　神戸事務所宛
［Fax；078(392)3113］

＊会社名・団体名（　　）
＊ご参加者名（　　）
＊ご参加場所　　□神戸事務所　　□Zoom ミーティング
＊Zoom 参加の方→Zoom の表示名(名前)　（　　）
＊連絡先 Tel　　（　　）
＊Zoom ミーティング URL 送信先 E-Mail（　　）
＊ご質問・ご希望の取扱事項等
（　　）